

(お知らせ)

廃棄物対策に関する関係省庁連絡会議の設置及び開催結果について

平成19年2月5日(月)
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課
直 通：03-5501-3152
課 長：紀村 英俊(内線 6811)
課長補佐：大熊 一寛(内線 6812)
産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室
直 通：03-5501-3157
室 長：牧谷 邦昭(内線 6881)
室長補佐：矢口 和博(内線 6883)

不法投棄対策については、これまで、廃棄物処理法の改正による規制強化や「不法投棄撲滅アクションプラン(平成16年6月15日)」に基づく取組等を実施してきたところである。さらに、ごみ不法投棄対策を国民運動として推進できるよう関係各省庁の連携を強化するため、標記の関係省庁連絡会議が設置され、本日、その第1回会議が開催された。

なお、この取組は、2月2日の安倍総理の指示(本文1参照)を受けたものである。

1 背 景

去る2月2日の閣議後の閣僚懇談会において、ごみ不法投棄対策の推進について環境大臣及び総務大臣発言から発言があり、これを踏まえて安倍総理大臣より関係省庁が連携して取り組むようにとの指示があった。これを受けて、標記連絡会議が設置された。

2 連絡会議の概要

(1) 設置目的

循環型社会を構築し、不法投棄の撲滅を図るための廃棄物対策について、関係行政機関相互の緊密な連携を確保し、円滑な推進を妨げる諸問題を検討するとともに、その効果的な推進を図るため「廃棄物対策に関する関係省庁連絡会議」を設置。

(2) 構成

議長は内閣官房副長官補。構成員は別紙1のとおり。
庶務は環境省の協力を得て内閣官房で行う。

3 第1回会議の概要

(1) 日時 平成19年2月5日(月)午後2時15分～2時45分

(2) 場所 内閣府本府3階特別会議室

(3) 結果概要

標記連絡会議の設置が了承され、今後、関係省庁が連携して、不法投棄対策の一層の取組を進めることとなった。

具体的には、まず関係省庁が協力して、本年の「全国ごみ不法投棄監視ウイーク」(5月30日～6月5日)において、自治体との連携のもと、監視パトロール、啓発活動等の取組を進め、その後、より幅広い不法投棄対策について検討していくこととなった。(別紙2参照)

別紙 1

| | |
|-----|----------------------|
| 議 長 | 内閣官房副長官補 |
| 構成員 | 内閣官房内閣審議官 |
| | 内閣府沖繩振興局長 |
| | 警察庁生活安全局長 |
| | 総務省大臣官房総括審議官 |
| | 農林水産省大臣官房技術総括審議官 |
| | 経済産業省産業技術環境局長 |
| | 国土交通省総合政策局長 |
| | 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長 |

ごみ不法投棄対策の推進

- 「美しい国」日本をつくるために -

1. 趣旨

「美しい国」日本を目指し、持続可能な社会を構築するため、全国各地域で進められているごみ不法投棄対策について、関係各省庁連携の下、地方自治体と連携し、国民運動としてさらに推進する。

不法投棄対策については、これまで環境省を中心に、規制強化等を進めるとともに、地方自治体と連携し「不法投棄撲滅アクションプラン」(平成16年度策定)に基づく幅広い取組を実施してきたところであるが、今後の不法投棄対策においては、監視活動などにより不法投棄を発生させない環境づくりをさらに強化する必要がある。そのための取組を国民運動として盛り上げるため、「ごみ減量・リサイクル推進週間」として設定されている5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)を「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」とし、具体的な監視活動や啓発活動を一斉に実施するなど取組を強化する。

2. 今後の取組み(案)

(1) 国民運動の展開

- ・ 3R活動推進フォーラム、環境省等主催のイベントの開催(5月30日開催予定)、3Rの推進、レジ袋の削減、家電の不法投棄対策等
- ・ 全国市長会主催の「ごみ不法投棄監視ウィーク推進フォーラム」(6月5日開催予定)
 - －関係省庁幹部が出席し、取組の強化への呼びかけを行う。

(2) 地域での取組み

地方環境事務所が中心となって、都道府県・市町村や地方の廃棄物関係団体等と連携し、排出事業者や一般住民に対する普及啓発活動や早期発見・早期対応のためのパトロール等を実施する。
(活動例) 自治体職員のスキルアップのためのセミナーの開催、一般向けリーフレット等の作成・配布、自治体との合同パトロール、市民団体・廃棄物関係団体と連携した一斉美化活動の実施 など

(環境省)

全国市長会が呼びかけ、約9割の市で実施している「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」(例年6月)の活動を、全国の町村や都道府県にも呼びかけるなど、拡大を図る。

(活動例) 緊急撤去事業、不法投棄監視パトロール、住民等との連携による監視・通報、監視活動の普及啓発 など

また、取り組む市町村のインセンティブとなるよう、総務省の実施する「頑張る地方応援プログラム」との連携を図る。(「地方自治体が策定するプロジェクトの例」の中の「環境保全プロジェクト」に該当する事業として支援する。)

(総務省)

農地や国有林における不法投棄の防止に向けた啓発やパトロール等を実施。(農林水産省)

河川等における、住民等との連携による不法投棄の監視パトロール、ごみ回収等に係る活動の推進。
(国土交通省)

(3) 関係省庁の連携による取組み

関係省庁連絡会議により、連携した取組みを進める。また、今後政府として取組みのパッケージを検討する。(内閣官房が環境省の協力を得て設置・運営。メンバーは、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、警察庁等の局部長クラス。)